

## 諮問第78号答申

### 第1 審査会の結論

山梨県知事（以下「実施機関」という。）が平成17年8月12日付けで異議申立人に対し行った一部開示決定処分は、妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 行政文書の開示請求

異議申立人は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、平成17年7月15日付けで「平成14年度第6回山梨県情報公開審査会議事録（以下「議事録」という。）4頁には、『(155)番地については、対象文書に入っており、個人名等を伏せて開示したもの。/道路敷地のみで残地については書類がない。』と記載されているが、そこにいう『道路敷地』の『書類』の開示を求めて文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、開示請求に対応する行政文書として、以下のとおり文書（以下「本件文書」という。）を特定した上で、条例第8条第1号に該当するものとして、一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、理由を付した上で、平成17年8月12日付け道整第628号-2をもって本件処分の内容を異議申立人に通知した。

昭和63年度白根町曲輪田新田地内の2 葎崎櫛形豊富線  
昭和63年度白根町曲輪田新田地内 葎崎櫛形豊富線 100  
平成元年度白根町曲輪田新田地内 葎崎櫛形豊富線 9  
平成2年度白根町曲輪田新田地内の1 葎崎櫛形豊富線 114

なお、本件文書 から までの文書のうち、本件処分で不開示とした部分は別表のとおりであり、その理由は以下のとおりである。

当該情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第8条第1号本文に該当し、ただし書イロハのいずれにも該当しないため不開示とする。

### 3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成17年10月12日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第3 異議申立て

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、開示請求した行政文書を再度特定し、その全部開示を求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述で主張している異議申立ての理由は、要約するとおおむね以下のとおりである。

(1) 実施機関が特定した本件文書 から までの文書は、異議申立人が開示請求した「道路敷地」の「書類」ではなく、実施機関の文書の特定には誤りがある。

ア 異議申立人が開示請求した「道路敷地」の「書類」は、白根町（現南アルプス市）曲輪田新田155番（以下「本件土地」という。）に係る道路敷地の土地売買契約書（以下「本件土地売買契約書」という。）を含んでいなければならない。

イ 異議申立人が開示請求した「道路敷地」の「書類」は、平成14年度第6回山梨県情報公開審査会（以下「諮問第63号審査会」という。）が道路敷地のみで残地については書類がない」と認定した行政文書であるから、道路敷地の書類であって、かつ、残地の書類でないものでなければならない。

ウ 本件文書 は、以下のとおり諮問第63号審査会に提出された行政文書ではない。

平成17年8月に実施された本件処分の開示の実施における実施機関の説明から、本件文書 は平成15年当時から白いテープが貼られたままの状態にあり、本件文書 が諮問第63号審査会でインカメラ審査されたのであれば、インカメラ審査するにはそうした白いテープが剥がされているはずであるから、白いテープが貼られていた本件文書 は、諮問第63号審査会へ提出されたものではない。

(2) 諮問第75号を審議した審査会(以下「諮問第75号審査会」という。)は、その答申において、「本件土地売買契約書は実施機関において作成保有していなかったものと考えることが妥当である。」と述べているが、以下のとおり本件土地売買契約書は存在するはずである。

ア 本件土地売買契約書を作成していなかったものとした判断理由の一つである「県は、155番道路敷地について、舗装工事を除く工事を完成してから1年余り後に、土地売買契約でなく、平成3・2・4の「名目上の」、すなわち、虚偽の物件移転補償契約を締結して、昭和63年の土地代金相当額を「補償費」として支払い、「占有」を取得した。」について、異議申立人の以下の主張のほうが、審査会が認めた実施機関の主張よりも合理的である。

山梨県土木部公共用地の取得に伴う損失補償基準は、取得する土地に対しては、正常な取引価格をもって補償するものとし、補償額算定の時期については、契約締結の時の価格によって算定するものとしている。また、占有権に対する補償は、禁じられている。

このことから、本件土地に係る補償額の「あるべき金額」は、上記物件移転契約締結時の平成2年の土地価格であって、昭和63年の土地価格であるはずがなく、また、本件道路敷地の価格が、「白根町(現南アルプス市)飯野字村東2869番5」の標準価格と同じように推移したと仮定すると、実施機関においては、上記物件移転補償契約とは別に、平成元年7月1日から平成2年6月30日までの間に本件土地売買契約を締結し、土地代金の70%を前払いしていたものと推測する。

イ 本件土地売買契約書を作成していなかったものとした判断理由の一つである「諮問第63号審査会の議事録には、本件土地売買契約書がインカメラ審査されたという記載はないこと」及び「諮問第75号審査会のインカメラ審査においても本件土地売買契約書は存在しないこと」について、インカメラ審査は、文書の記載内容を確認するためのものであって、文書の存否を発見するためのものではない。

ウ 本件土地売買契約書を作成していなかったものとした判断理由の一つである「土地売買契約書を当時の審査会には提出し、現在の審査会には提出しないという特段の理由が県にはないからである。」について、県が諮問第75号審査会に対して本件土地売買契約書を提出するならば、県の処分は、諮問第75号審査会によって、違法であると宣言されてしまう。

したがって、本件土地売買契約書を諮問第75号審査会に提出しない特段の理由が認められる。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が不開示理由説明書及び口頭意見陳述で説明している内容は、要約するとおおむね以下のとおりである。

(1) 異議申立人は、本件文書 から までの文書には、本件土地売買契約書が含まれていなければならない、実施機関の文書の特定には誤りがあると主張している。

しかし、異議申立人が行政文書開示請求書に記載した内容から判断して、諮問第63号審査会においてインカメラ審査されたもののうち、本件土地に關係する行政文書の全てを請求文書として特定しており、異議申立人の主張は誤りである。

(2) 異議申立人は、本件文書 が諮問第63号審査会に提出された行政文書ではないと主張している。

しかし、この主張は、「本件文書 は、諮問第63号審査会へ提出したのから、文書を抜いたりはずしたりしてはならず、当時の審査会へ提出したままのもの(編綴の仕方)である。」という開示事務担当者の発言内容を「本件文書 が、諮問第63号審査会へ提出したままの状態にある。」と誤解したことかなされたものであって理由がない。

なお、本件文書 は、確かに、諮問第63号審査会に提出されているはずである。

また、白いテープは、開示事務のために貼られたものであって、不開示部分に白いテープが貼られたままでインカメラ審査に付されたことはない。

(3) 本件土地売買契約書が存在するはずであるとする異議申立人の主張について

ア 諮問第63号審査会の議事録の記載内容は、存在する本件道路敷地に關係する書類をインカメラ審査したもので、当該審査会において本件土地売買契約書が存在することを認めているものではない。

また、諮問第75号の答申にもあるとおり、諮問第75号審査会のインカメラ審査時にも本件土地売買契約書を作成した事実は認められておらず、本件土地売買契約書は、現に存在しない。

イ 本件土地は、諮問第75号の答申にもあるとおり、土地売買契約書を作成しない代わりに、平成3年2月4日付けで物件移転補償契約(以下「本件物件移転補償契約」という。)を締結し、土地代金相当額を「補償費」として支払うことで、本件土地の道路敷地としての占有を取得したものであり、これとは別に本件土地売買契約書を作成することは事務処理上あり得ないし、事実としても作成していない。

ウ 異議申立人が主張するように、本件物件移転補償契約とは別に、本件土地売買契約書を締結し、土地代金の70%を前払いしていたのであれば、当該支払に伴い關係書類への記載が必要となるが、そのような記載の事実を示す行政文書は存在しない。

エ 本件土地を道路敷地として利用するため、山梨県土木部用地事務取扱要領（以下「要領」という。）に定める措置とは異なる不適正な措置を行っており、仮に本件土地売買契約書が存在するとしたら、諮問第75号の答申にもあるとおり、敢えて不適正な措置をしてまで、本件土地売買契約書の存在を否定する理由はない。

## 第5 審査会の判断

### 1 争点

異議申立人が開示請求した行政文書の特定に誤りがあるか否か。

### 2 審査会の判断

(1) 異議申立人の開示請求した行政文書は、本件土地売買契約書を含む文書でなければならないとすることについて

異議申立人は、異議申立ての理由において、本件土地売買契約書は存在するはずであるにもかかわらず、本件土地売買契約書を含んだ文書を特定せず、一部開示決定を行った実施機関の文書の特定には誤りがあると主張している。

これに対して、実施機関は、本件土地売買契約書が存在しないため、異議申立人の主張は誤りであると主張している。

そこで、当審査会は、本件土地売買契約書の存否を確認することにより、実施機関の行政文書の特定に誤りがあったか否かを以下のとおり判断した。

#### ア 本件土地売買契約書の存否について

異議申立人が存在するはずであると主張する本件土地売買契約書は、諮問第75号審査会において、その不存在が以下のとおり確認されている。

(ア) 本件土地に関係する幾つかの行政文書をインカメラ審査したが、本件土地売買契約書を発見することは出来なかった。

また、本件土地売買契約書を作成保有していたという証拠も発見することは出来なかった。

(イ) 本件土地は、相続の処理が困難で登記できないことから、要領に定める通常の方法である土地売買契約ではない、庭木や工作物の移転を名目とする本件物件移転補償契約を締結することで、道路敷地としての占有を取得したとする実施機関の主張について、土地代金となるであろう近

傍の宅地買収単価に本件土地の買収面積を乗じて得た金額と本件物件移転補償契約における補償額は、ほぼ同じであり、実施機関の主張には一定の合理性が認められる。

(ウ) 実施機関は、本件土地を道路敷地として利用するため、要領に定める措置とは異なる不適正な措置を行っており、本件土地売買契約書が存在するとしたならば、敢えて、不適正な措置をしてまで本件土地売買契約書の存在を隠す必要性は通常ない。

(エ) 諮問第63号審査会の議事録から本件土地売買契約書が存在したものとする異議申立人の主張について、当該審査会の議事録を検討したところ、本件土地売買契約書がインカメラ審査されたという記載はなく、また、諮問第75号審査会のインカメラ審査においても、本件土地売買契約書は存在しなかった。

そこで、実施機関が諮問第63号審査会には本件土地売買契約書を提出して、諮問第75号審査会には提出しないという特段の理由があるかどうかを検討したが、実施機関にそのような特段の理由があることは認められなかった。

イ 上記アのとおり、本件土地売買契約書は不存在とした諮問第75号審査会の答申に対する異議申立人の反論について

異議申立人の反論については、以下のとおり理由がないことから、本件土地売買契約書が存在したはずであるとする異議申立人の主張は、採用できない。

(ア) 第3の2の(2)のアの主張について

土地の買収金額がいったん合意されれば、当該買収価格は固定されるものであって、その後の事情により変更されることはないとする実施機関の主張については、一定の合理性が認められる。

また、仮に異議申立人の主張するとおりであれば、本件物件移転補償契約とは別に行われたとされる本件土地売買契約書に基づく支出命令書を含む支払い関係文書が存在するはずであるが、当審査会が行った実施機関への文書探索によっても支出命令書を含む支払関係文書を発見することはできなかった。

(イ) 第3の2の(2)のイの主張について

インカメラ審査を行う過程においては、対象文書及びそれに付随する関係文書の存否等を調査しており、また、当該文書の編綴状態や当該文書に記載された具体的な事項を丹念に確認することによって、その記載された内容から、特定の文書の存否の確認を行うことは可能であることから、異議申立人の主張は認められない。

(ウ) 第3の2の(2)のウの主張について

当審査会において再度検討したものの、仮に、本件土地売買契約書が作成保有されていた場合、実施機関が当該土地売買契約書を諮問第75号審査会に提出しないで、敢えてこれを隠さなければならないような特段の理由は、見当たらなかった。

また、異議申立人は、諮問第75号審査会に本件土地売買契約書を提出したならば、同審査会は県の処分は違法と宣言してしまうので、本件土地売買契約書を同審査会に提出しない特段の理由があると主張するが、同審査会は、その答申で実施機関が行った措置は要領に定める措置とは異なる不適正な措置であったと認定しているものであり、本件土地売買契約書を提出することによって実施機関が受けるであろう不利益が、本件土地売買契約書を提出しないことによって受ける不利益を上回るものではなく、異議申立人の主張は理由がない。

なお、当審査会は、あらためて実施機関の担当者からの聴き取りや本件文書 から までの文書及び関係文書を保管している土木部道路整備課及び土木部中北建設事務所（旧甲府土木事務所）の文書保管ロッカー及び倉庫等を探索したものの、本件土地売買契約書が作成保有されている証拠は、発見できなかった。

また、本件文書 から までの文書は、以下のとおり管理・保管されていた。

本件文書 は、昭和63年度の白根町曲輪田新田地内の県道葎崎櫛形豊富線における本庁執行分の用地買収や補償に係る行政文書で構成されているものであり、現在、道路整備課管理担当が管理・保管していた。

本件文書 は、昭和63年度の白根町曲輪田新田地内の県道葎崎櫛形豊富線における出先機関執行分の用地買収や補償に係る行政文書で構成されているものであり、従前、中北建設事務所（旧甲府土木事務所）敷地内の 3倉庫に保管されていたものの、現在、事務所内の用地第一課用地第一担当が管理・保管していた。

本件文書 は、平成元年度の白根町曲輪田新田地内の県道葎崎櫛形豊富線における出先機関執行分の用地買収や補償に係る行政文書で構成されているものであり、従前、中北建設事務所（旧甲府土木事務所）敷地内の 3倉庫に保管されていたものの、現在、事務所内の用地第一課用地第一担当が管理・保管していた。

本件文書 は、平成2年度の白根町曲輪田新田地内の県道葎崎櫛形豊富線における出先機関執行分の用地買収や補償に係る行政文書で構成されているものであり、従前、中北建設事務所（旧甲府土木事務所）敷地内の 3倉庫に保管されていたものの、現在、事務所内の用地第一課用地第一担当が管理・保管していた。

- (2) 特定すべき文書は、諮問第63号審査会が「道路敷地のみで残地については書類がない。」と認定した行政文書であるから、道路敷地の書類であってかつ残地の書類でないものでなければならないとの主張について

当審査会は、異議申立人が開示請求書に記載した「道路敷地のみで残地については書類がない。」との諮問第63号審査会の議事録の記載内容については、その意味するところが不明のため、同審査会で行われた異議申立人の口頭意見陳述の内容及び同審査会において発言した委員からその発言の真意を確認した。

その結果、異議申立人は、本件土地の残地に関して、県にはその仲介責任があり、その仲介責任の履行を求めるため、残地を含む本件土地に係る行政文書の開示請求を行い、同審査会としてインカメラ審査したところ、確認できた文書としては道路敷地に係る書類のみで、残地について県の仲介責任を認める書類はなかったことから、「道路敷地のみで残地については書類がない。」との委員の発言につながったものと、当審査会は認めた。

そして、「道路敷地の書類」として、実施機関が諮問第63号の答申書及び本件開示請求書の記載内容から判断して、本件文書 から までの文書を特定したことについて誤りは認められない。

- (3) 本件文書 は、諮問第63号審査会に提出された行政文書ではないとすることについて

当審査会は、異議申立人及び実施機関の担当者から平成17年8月の本件処分の開示の実施の内容等を確認したところ、異議申立人が実施機関の担当者の発言内容を誤って理解したとする実施機関の説明に一定の合理性があると認め、また、諮問第63号の原処分の記録及び諮問第63号審査会の答申内容からも本件文書 が諮問第63号審査会へ提出されたと判断する。

以上、行政文書の特定に誤りがあるとする異議申立人の主張は、いずれも、誤った推測に基づきなされたものであって、明白かつ客観的な論拠に基づく理由はなく、当審査会は、これを受け入れることはできないものと判断する。

### 3 結論

当審査会は、条例の規定に従い調査審議し、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

### 4 審査の経過

審査会の調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 事 項
平成17年11月 4日	諮問
平成17年12月22日	実施機関から不開示理由説明書を受理
平成18年 2月 2日	異議申立人から意見書を受理
平成18年 2月27日 (平成17年度第9回審査会)	実施機関からの口頭意見陳述の聴取 審議
平成18年 3月28日 (平成17年度第10回審査会)	異議申立人からの口頭意見陳述の聴取 審議
平成18年 5月 8日 (平成18年度第1回審査会)	実施機関からの口頭意見陳述の聴取 審議
平成18年 6月 7日 (平成18年度第2回審査会)	審議
平成18年 6月27日 (平成18年度第3回審査会)	審議

#### 山 梨 県 情 報 公 開 審 査 会 委 員 名 簿

氏 名	役 職 名	備 考
石川 恵	弁護士	
内田 清	弁護士	会 長
濱田 一成	元山梨学院大学教授	会長代理
丸山 博	元山梨県地方労働委員会事務局長	
山口 亮子	山梨大学助教授	

## 本件文書

「支出命令書」のうち、支出負担行為決議額、支出額、支払先の氏名、支払先の住所、支払先金融機関名及び口座番号

「補償費（用地費）支払内訳書」のうち、支出負担行為決議額、支払額、未支払額、債主名

「地上物件移転及び潰地補償料の支払い」のうち、請求金額、氏名及び住所、契約金額及びその合計、前回支払額及びその合計、今回支払金額及びその合計、消費税額

「請求書及び補償内訳書」のうち、請求者氏名、住所、印影、金融機関名及び口座番号、金額、所有者の氏名

「写真台帳」のうち、契約者の氏名、契約者の住所、契約額、精算額

「起案文書（支出負担行為伺票）」のうち、金額

「工事設計書、事業費総括表」のうち、金額

「用地費及び補償費内訳」のうち、金額、氏名、住所

「移転雑費補償算定書」のうち、住所、氏名、建物移転料・工作物移転料・立竹木補償料・動産移転料の金額及び課税対象金額、移転雑費補償金のうち確認申請業務報酬額又は設計監理料の課税対象金額

「委任状」のうち、氏名、住所、印影、土地代金

「物件移転補償契約の変更契約書」のうち、物件所有者の氏名、物件所有者の印影、変更前及び変更後の補償金額、消費税補償料、支払請求できる金額、物件所有者の住所のうち地番

「物件収去期限延長申請書」のうち、申請者氏名、申請者の住所のうち地番、申請者印影、物件所在地の地番、補償金額

「物件移転補償契約書」のうち、所有者の氏名、物件所有者の印影、補償金額、支払請求できる金額、物件所有者の住所のうち地番、物件所在地の地番

「上申文書」のうち、氏名、住所のうち地番、契約金額

「木造建物調査算定書」のうち、所有者の氏名及び住所、各項目の係数（単価）と価格及び計、純建築費（各部位合計）、1平方メートル当たり推定再建築費、S（推定再建築費）、1平方メートル当たり解体移築補償額、

「建具・内部造作・外壁調査表」のうち、単価及び金額、建物所有者の氏名

「造作調査表」のうち、建物所有者の氏名、単価、金額

「明細書」のうち、単価、金額

「建物調査図及び面積計算」のうち、所有者の氏名、平面図

「設計内訳書」のうち、数量、金額

「工作物補償額算定一覧表」のうち、所有者の氏名、数量、算定額及び合計

「動産移転料補償額算定書」のうち、動産所有者の地番、氏名、補償金額、屋内動産移転料のうち動産台数、標準台数、家族人数、金額及び計算式、法令上の手続きに要する費用、一般動産移転料のうち台数及び金額

「移転雑費補償算定書」のうち、氏名、補償金額、法令上の手続費用の計、建築等の確認に要する費用の代願手数料及び補償額、移転雑費その他の雑費の家族人員、金額、補償額

- 「補償費内訳書」のうち、所有者の氏名、数量、金額、合計
- 「配置図」のうち、所有者の氏名、配置図

#### 本件文書

- 「補償費支払内訳表」のうち、金額、債主名
- 「請求書」のうち、請求者住所、請求者氏名、印影、金融機関名及び口座番号等の口座情報、金額
- 「補償費内訳書」のうち、印影、金額（補償額を含む）、所有者氏名
- 「補償契約書」のうち、契約者氏名、契約者住所、印影、補償額
- 「起案文書」のうち、金額、契約者氏名
- 「通知文書」のうち、執行金額
- 「工事設計書、事業費総括表」のうち、金額（設計額を含む）
- 「用地費及び補償費内訳表」のうち、金額、氏名、住所
- 「補償工事費内訳表」のうち、数量（規格寸法を含む）、金額（計算式を含む）、氏名、住所、
- 「明細書」のうち、金額、数量（規格寸法を含む）
- 「図面」のうち、数量（規格寸法、計算式を含む）

#### 本件文書

- 「補償費支払内訳表」のうち、金額、債主名
- 「請求書」のうち、請求者住所、請求者氏名、印影、金融機関名及び口座番号等の口座情報、金額
- 「補償費内訳書」のうち、印影、数量、金額（計算式を含む）、所有者氏名
- 「立木（立毛）補償契約書」のうち、所有者及び契約者氏名、契約者住所、契約者印影、補償額
- 「起案文書」のうち、金額、契約者氏名
- 「通知文書」のうち、執行金額
- 「工事設計書、事業費総括表」のうち、金額（設計額を含む）
- 「用地費及び補償費内訳表」のうち、金額、氏名、住所

#### 本件文書

- 「補償費支払内訳表」のうち、金額、債主名
- 「請求書」のうち、請求者住所、請求者氏名、印影、金融機関名及び口座番号等の口座情報、金額
- 「補償費内訳書」のうち、印影、数量、金額（補償額、計算式を含む）、所有者氏名及び所有者住所
- 「物件移転補償契約書」のうち、物件所有者及び契約者の氏名、物件所有者の住所、

印影及び補償金額

「起案文書」のうち、金額、契約者氏名

「通知文書」のうち、執行金額

「工事設計書、事業費総括表」のうち、金額

「用地費及び補償費内訳表」のうち、金額

「工作物補償額算定一覧表」のうち、所有者氏名、数量、算定額

「補償額積算表」のうち、所有者氏名、員数（計算式を含む）、金額

「工作物調査表（甲）」のうち、所有者氏名（工作物、土地、建物）、所有者住所（工作物、土地、建物）、規格（寸法）、数量

「工作物調査表（乙）」のうち、氏名、数量（寸法を含む）、施設名称